

口 精勤手当ハ毎月十日迄ニ支給スル見込

ハ 出張旅費ハ毎月給料支給日迄ニ前月分ヲ支給スル見込

廢休加給ハ廢休後三十日以内ニ代休ヲ爲サハル者ニ對シテ

之ヲ支給スルモノナルヲ以テ該期間満了後十日迄ニ又

給スル見込

六 公休日及賜休職ニ關スル件

ハ 日勤者ニ對スル公休日一日ノ増加ハ市全体ノ問題トシ

テ考究

ハ 時間交代勤務者ニ對シテハ左ノ通り休職ヲ與フル

見込

一月中八四日他ハ毎月一日トシ課長之ヲ定ムル事休

職者ニ出勤ヲ命ジタルトキハ一級廢休ノ例ニ依リ代

七 雇人採用法及進級法ニ關スル件

休ヲ與フルカ又ハ日給ヲ加給スル事

ハ 是實ノ範圍ニ於テ技術成績ヲ考查シ實行スル見込ナル

口 之在職月數ヲ限定シ難シ

八 公傷病手当ニ關スル件

日給(救助料)及手当(療治料)ハ休養日數が給料

支給日ノ前後ニ跨ル場合ハ救助料ハ給料支給日ニ

療治料ハ可及的同日ニ給與スル見込

九 忌引休職及ヒ當局内規ニ關スル件

口 概察ニ涉ラザルモノハ各表ノ見込

十 正服正章ニ關スル件

ハ 市全体ノ問題トシテ考究